

遺言
家族信託

相続税申告

不動産・別荘
売却

空き地空き家
売却・活用

相続手続き

相続登記
権利関係

相続が発生した方へ
相続税申告には
期限があります！
簡易シミュレーション
も実施！

兵庫県尼崎市ご在住の方、会場近くにお住まいの方、どうぞお気軽にお越しくださいませ。

1月24日(土)限定 個別相談会

専門家が相続や不動産のご相談を個別にお受けします。
※事前予約制・・・お電話でご希望日時等をお伝えください。

1月24日(土)【個別相談会 予約枠】

立花北生涯学習プラザ

〒661-0002 兵庫県尼崎市塚口町3丁目39-7

塚口4

マクドナルド

塚口3北

千鳥屋

立花北生涯学習プラザ

塚口3

コープこうべ

イカリスーパー

塚口1

郵便局

(バス停)

阪急伊丹線

阪急神戸線

塚口駅

13:00～13:50

14:00～14:50

15:00～15:50

16:00～16:50

ご予約時にご希望の
時間枠をお伝えください。

司法書士・税理士・不動産アドバイザーは立花北生涯学習プラザに集結！

林田 弘志

司法書士
(兵庫司法書士会)

堤 仁

税理士
(近畿税理士会)

木村 洋信

宅地建物取引士
(兵庫県宅地建物取引業協会会員)

まずは
お気軽に
ご来場
ください

専門家が集結
いたしますので
効率よく
ご相談
いただけます！

相続・不動産に強い私たちが
完全無料でご相談をお受けします。
安心してお越しくださいませ。

所有不動産の
相続税申告を
見据えた活用も
ご提案
いたします！

こんなお困りごとはございませんか？

◎相続税、現状のままだといくらかかるか把握したい

◎相続税の節税対策を教えてください

◎家族信託や成年後見制度について相談したい

◎相続手続(登記・相続税申告)をお願いしたい

◎遺言書を作成した方が良いのか聞きたい

◎空き地空き家の活用方法を提案してほしい

◎相続で取得した不動産の適正価格を教えてください

◎別荘地や空き地空き家の売却相談をしたい

お問い合わせ・ご予約

【受付時間】9:00～18:00

TEL. 050-1794-7242

事前予約制

※事前にご予約された方を優先いたしますが
当日直接会場へお越し頂いた方もご対応いたします。

相続と不動産無料相談会事務局／(株)エムエープランニング

〒661-0002
兵庫県尼崎市塚口町4丁目10-5

どのような 不安や疑問 がございますか？

遺言／家族信託

●有効な遺言書を作成したい
●作成の際のアドバイスをもらいたい

相続税申告

●相続税の見積もりを算出してほしい
●土地評価に熟知している税理士に相談したい

不動産／別荘 売却

●相続した不動産のベストな売却方法を知りたい
●他社の査定が高いのか、低いのかを知りたい

空き地空き家の活用

●所有している空き地空き家の売却方法を教えてください
●所有している空き地空き家の活用方法を提案してほしい

相続登記／権利関係

●相続した不動産を相続登記をせずに放置している
●相続する予定の不動産の権利関係を整理しておきたい

相続手続き

●相続開始後、最初に何をしたら良いか知りたい
●相続手続きの期限とそのやり方を教えてください

相続手続き

相続手続きはいつから始めたらよいのか
分からない。名義変更もどうしたらよい
分からない。

相続が発生すると、**名義変更、登記、相続税申告、役所等へのさまざまな
手続き**が必要となります。そのなかには、**期限があるものや複雑なもの**もあり
ます。当相談会では、それぞれのご相談者様に合わせた**相続手続きプラン**を
各専門家と提携してご提案いたします。

相続手続きの流れ

被相続人の死亡

7日以内
死亡届の提出

3ヶ月以内
葬儀準備
限定承認

4ヶ月以内
相続人の確定
相続財産の調査
遺言書の有無の
確認

10ヶ月以内
準確定申告
被相続人の所得
を確認

相続税の
申告と納付

遺産分割協議書
の作成
遺産分割協議
相続財産の評価

各種名義
変更手続き
各相続財産の
名義変更

遺言／家族信託

有効な遺言書を作りたい。
認知症への対策もしたい。
最近よく聞く家族信託って何？

ご自身で作成する遺言書には注意が必要
です。ご自身が亡くなった後、**ご遺族の
方々が困らない手続きや書き方**について、
ご相談ください。また、**家族信託**について
も専門家がご相談をお伺いいたしますので、
遠慮なくご来場ください。

相続税申告

土地評価に熟知している
信頼できる税理士に
相続税の相談をしたい。

相続税の申告は、「経験」によって節税額に
大きな差がでます。相続税申告実績が豊富な
税理士がおりますので、「**相続税発生ポ
イント**」や「**節税方法**」をご案内いたします。**相
続税の申告額を抑えたいお客様に最適な申
告サポート**をいたしますのでご安心ください。

不動産売却

不要になった不動産は
売却すべき？

不要になった不動産を放置しておく、**売却
時の税制優遇措置**が受けられないケースが
ありますので、早めに対処することが重要です。
また、売却したいと思っても、相続による遺産
分割協議の未解決や、権利関係の調整が必
要など、すぐに売却できない場合があります。
**事前に適切な準備を行い、売却に必要なサ
ポート**をいたします。

空き地空き家の活用

所有している空き地空き家を
有効活用する方法を
教えてください。

現在**所有している空き地空き家**や**相続予
定の不動産**について、今後どうされるか
お決まりですか？「**最適な活用方法は何
か？**」、「**処分すべきかどうか？**」など、当
相談会では、**税務や不動産市場など様々
な視点**からご提案できます。お気軽にご
相談ください。

相続登記・権利関係

相続財産に不動産が含まれています。
不動産の相続方法の アドバイスが欲しい。

相続時に不動産を共有するケースが見られ
ます。不公平感が無く良いように思われま
すが長い目で 見ると、活用や売却したいと
いった時に**他の共有者 と意見が合わない**
など、**問題化するケース**が多いです。後々
こりうる問題を先送りしない為のサポートを
いたします。

【最新ニュース①】相続登記が義務化されました！

2024年4月から
相続登記が**義務化**されました。
何もせずに放置している不動産はありませんか？

相続した不動産
別荘地・空き地空き家
をお持ちの方、この機会に
是非ご相談ください。

●相続によって不動産を取得した相続人は、取得を
知った時から **3年以内**に相続登記の申請をしないと、
10万円以下の過料が 科される可能性があります。

●現在、100万円以下の土地について、相続登記の際の
登録免許税の免税措置が実施されています。

Point!

【最新ニュース②】相続税及び贈与税の税改正がありました！

令和5年度の税制改正で、生前贈与加算の対象を
死亡前日の3年間から **7年間に延長**することが決定。
更に**相続時精算課税に年110万円控除の新設**も!
早期対策をして、円滑な贈与計画を考えて見ませんか？

新たな制度の有効活用を
一緒に検討しませんか？

2024年1月から相続税の
生前贈与加算が**7年**に延長!